

令和6年度 高山市温泉保養施設等利用費助成事業 指定温泉保養施設募集要領
(※応募要件及び、補助金交付の手続き等の内容については一部変更の可能性もあります。)

1. 目的

高山市では、市内の高齢者及び障がい者等の健康増進や心身のリフレッシュを図るため、指定温泉保養施設等の利用料を助成しています。この指定温泉保養施設等について、市民の皆様の利用機会の拡大を図るため、指定を希望される温泉保養施設を募集します。

2. 応募要件 (※)

- (1) 高山市内に整備された温泉保養施設または公衆浴場であること
- (2) 応募締切までに納期が到来した分の市税・上下水道使用料の滞納がないこと
- (3) 利用日、利用時間等を制限しない（一般の利用者と同様とする）こと
- (4) 温泉保養施設等利用券の利用者の負担する額を利用料の2分の1とすること
- (5) 利用料の2分の1の額が300円を超える場合は、応募者が負担すること

3. 申込方法

「令和6年度 温泉保養施設等指定申込書」を下記申込先へ提出してください（郵送可）。

なお、申込書下段「施設又は土地の所有者が申請者と異なる場合」に該当せず、申請者欄の記入のみの場合は、申込書データをメールで提出することも可能です。

4. 応募期間

令和6年1月31日（水）まで 郵送の場合も1月31日必着とします。

5. 指定期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（継続の場合も毎年申込書を提出してください）

6. 審査及び指定

申込内容が応募要件に適合しているかを審査し、指定する施設を決定します。

7. 補助金交付の手続等 (※)

- ① 補助金は、指定された施設が利用者に代わって請求・受領していただきます。
- ② 施設利用の際に、市が発行する温泉保養施設等利用券（以下温泉利用券といいます。）を提出された方については、記載内容、押印、本人確認の上、利用料を半額にしてください。
- ③ 温泉利用券を一か月分ごとにまとめて、補助金の申請書及び請求書に添え、必ず翌月10日までに高年介護課へ提出してください。利用がない場合はその旨ご連絡ください。
- ④ 市で確認のうえ、補助金を交付します。
(補助金額は利用料の半額。ただし上限を300円とします。)

8. 指定施設の責務と指定の取消

- ① この事業が適切に実施されるよう、市と指定された施設は事業実施に関する覚書を締結します。
- ② 指定された施設はこの事業が適正に実施されるよう努めなければなりません。
- ③ 温泉利用券の不正使用を故意に見逃した場合や、正当な理由なく利用を制限することがあった場合、その他市及び市民に不利益となる行為があった場合は、その施設の指定を取り消すことがあります。

9. 申込先及び問合せ先

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 高山市役所高年介護課
TEL : 0577-57-5200 Fax : 0577-35-4884